

受領印欄

--

児童氏名 ＊(カタカナで)	生 年 月 日	施 設 名
	年 月 日	(入所中・申込中)
	年 月 日	(入所中・申込中)
	年 月 日	(入所中・申込中)

就学証明書

※以下、就学先の担当者様がすべて記入してください。

就 学 者	(住所) (氏名) (年 月 日生)
就 学 (予 定) 年 月 日	年 月 日から (☐ 就学中 ☐ 就学予定)
就 学 (予 定) 期 間	期間満了日： 令和 年 月 日まで
学校等種別 (注1)	☐ 学校 ☐ 専修学校 ☐ 各種学校 ☐ 職業訓練 ☐ 指導員訓練 ☐ 認定職業訓練 ☐ その他 ()
就 学 場 所 等	(住所・所在地) (名 称 等) (電 話 番 号)
就 学 曜 日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 (毎週・隔週・不定期) ・ 日 (毎週・隔週・不定期) 変則的な日程の場合 (詳細：)
就 学 時 間 帯 ※休憩時間含む・通学時間含まない	時 分から 時 分まで
就 学 時 間 ※休憩時間を含む・通学時間含まない	1か月平均 時間 分
証 明 欄 ※内容について照会させていただきますので、担当者名の記入をお願いします。	上記のとおり相違ないことを証明します。 久留米市長 宛て 証 明 日： 令和 年 月 日 所 在 地： 名 称： 代 表 者： 印 電話番号： 担当者()

(注1) 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設、職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練もしくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する職業訓練、同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練、もしくは職業訓練または職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を指す。

※裏面に記入例があります。

◆注意事項◆

*これは、保育所入所(継続入所)または、子育てのための施設等利用給付認定のため久留米市子ども未来部子ども保育課に提出するものです。【問合せ先0942-30-9025】
*証明日のないものは無効です。記載内容の訂正の際は、訂正印が必要です。
*「就学予定」での証明の場合、就学開始日以降に「就学中」の証明を再提出してください。
*記載内容に変更があった場合は、証明書を再提出してください。

受領印欄

児童氏名（カタカナで）	生 年 月 日	施 設 名
クルメ キラリ	〇〇 年 4 月 23 日	（入所中・申込中）
	年 月 日	（入所中・申込中）
	年 月 日	（入所中・申込中）

記載例

就学証明書

※以下、就学先の担当者様がすべて記入してください。

就学予定で就学証明書を市に提出した場合、就学開始後に再度就学証明書を提出してください。

就 学 者	(住所) 久留米市城南町●●-● (氏名) (年 月 日生)
就 学 (予 定) 年 月 日	〇〇 年 4 月 1 日から (☐ 就学中 ☒ 就学予定)
就 学 (予 定) 期 間	期間満了日: 〇〇 年 3 月 31 日まで
学校等種別 (注1)	☐ 学校 ☒ 専修学校 ☐ 各種学校 ☐ 職業訓練 ☐ 指導員訓練 ☐ 認定職業訓練 ☐ その他 ()
就 学 場 所 等	(住所・所在地) 久留米市日吉町2番地 (名称等) ●●看護専門学校日吉町校 (電話番号) XXXX - XX - XXXX
就 学 曜 日	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土 (毎週 隔週 不定期) ☐ (毎週 隔週 不定期) 変則的な日程の場合 (詳細:)
就 学 時 間 帯 ※休憩時間含む・通学時間含まない	9 時 00 分から 16 時 30 分まで
就 学 時 間 ※休憩時間を含む・通学時間含まない	1か月平均 165 時間 00 分
証 明 欄 ※内容について照会させていただきますので、担当者名の記入をお願いします。	上記のとおり相違ないことを証明します。 久留米市長 宛て 証 明 日: 〇〇 年 10 月 10 日 所 在 地: 久留米市城南町15番地3 名 称: 学校法人●●学園 ●●看護専門学校 代 表 者: 学校長 〇〇 〇〇 電話番号: XXXX - 〇X - XXXX 担当者 (△△)

・休憩時間を含む就学時間時間を記入してください。
・実習等により時間が異なる場合は、一日あたりの平均時間を記入してください。

・代表者の記名・押印をお願いします。
※学部長や担当教諭等代表者以外の方で証明できる場合は、学部長や担当教諭名等で証明していただいても構いません。
※内容について、照会させていただくことがありますので、担当者名の記入をお願いします。

長学印校

(注1) 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設、職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練もしくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する職業訓練、同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練、もしくは職業訓練または職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を指す。

◆注意事項◆

* これは、保育所入所(継続入所)または、子育てのための施設等利用給付認定のため久留米市子ども未来部子ども保育課に提出するものです。【問合せ先0942-30-9025】

* 証明日のないものは無効です。記載内容の訂正の際は、訂正印が必要です。

* 「就学予定」での証明の場合、就学開始日以降に「就学中」の証明を再提出してください。

* 記載内容に変更があった場合は、証明書を再提出してください。